

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から同年 3 月まで

平成 14 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことから、同月 7 日頃に町役場において国民年金の加入手続を行うとともに、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について免除申請(全額)を行い、また、免除申請継続のため、同年 4 月 2 日に同年 4 月から 15 年 6 月までの免除申請を行った。当該手続後に、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、町役場に納付書を持参の上、事情を話したところ、「間違っって郵送した。」旨の回答を得ており、平成 14 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、勤務していた事業所の合理化に伴う人員整理によって厚生年金保険の被保険者資格を平成 14 年 1 月 1 日に喪失し、失業状態となったことから、同年同月 7 日頃に町役場に出向き、国民年金保険料の全額免除申請手続を行ったと主張しているところ、申立期間当時の「保険料免除基準」を見ると、失業、倒産その他の理由で申請時の所得状況が前年度の所得状況と著しく異なる等により保険料の拠出が困難であると認められる場合においては、免除申請が可能であったことが確認できる。

また、申立人は、事業所を退職する前において、退職希望者を対象として事業所及び労働組合主催の説明会等が数回開催され、退職時の処遇方針等に加え、国民年金制度全般についても説明を受けたことから、国民年金保険料の申請免除手続について承知していたと供述しているなど、免除申

請に至った経緯や手続状況などについて具体的、かつ詳細に供述していることを踏まえると、申立期間について免除を受けていたとする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、平成 14 年 4 月 2 日に失業を事由として同年 4 月から 15 年 6 月までについて免除申請を行い、その後、同年 7 月 1 日に同年同月から 16 年 6 月までについて申請免除継続の申出を行い、満 60 歳に到達する 23 年*月までの間、継続して免除申請について承認されていることがオンライン記録（免除）から確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に、C社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和45年3月21日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和35年8月1日にA社(現在は、C社)に入社後、各支店間を異動し、平成3年*月*日に退職(死亡)するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録に欠落があることに納得できない。

(注) 本件の申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、C社から提出された申立人の人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務(昭和38年5月1日付けでA社D支店から同社B支店に異動、45年4月1日付けで同社B支店から同社E支店に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の同社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年6月の記録から2万4,000円と

し、申立期間②の標準報酬月額については、同支店に係る 45 年 2 月の記録から 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の申立期間①に係る資格取得日は昭和 38 年 6 月 1 日、申立期間②に係る資格喪失日は 45 年 3 月 21 日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 38 年 5 月及び 45 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月

私は、昭和 63 年 7 月に勤務先を退職後、すぐに就職するので、国民年金には加入しなくてもよいと思っていたが、国民年金保険料に係る納付書が送付されてきたので、保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、納付金額や納付場所を覚えていないものの、現金で納めた記憶があると申し立てている。

しかしながら、申立期間について、A市の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）において、申立人の被保険者記録は見当たらない上、申立人が所持している年金手帳を見ると、「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」は「平成 18 年 3 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンラインシステムにより申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて「B（申立人名）」及び「C（申立人名）」を検索したが、申立人の氏名は確認できないなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 260

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 57 年 3 月まで
ねんきん定期便を見たところ、申立期間が未加入期間となっていることが分かった。

私が 20 歳になった時に国民年金に加入しなければならないと思った母が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずであり、母も同様に記憶しているので、申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月1日に払い出され、学生でなくなった同年4月1日付けで、強制加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、申立人の母親は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親からも、申立期間における保険料の納付方法、納付金額及び納付時期等について具体的な供述が得られない。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、保険料に関する昭和56年3月の記録欄には、「この月以前不要」の印が押され、年度ごとの保険料納付月数

を記入する進達欄の昭和56年度以前は斜線で抹消されている上、申立人の年金手帳の交付日は、昭和57年5月3日となっている状況を確認できる。

加えて、オンラインシステムにより申立人の氏名を複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索を行ったが、申立人の氏名は確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から54年3月まで、57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から54年3月まで
② 昭和57年2月及び同年3月

申立期間①については、私がAの大学に在学中に、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間②については、勤務先を退職後に国民年金への切替手続を行ったかどうかは覚えていないが、保険料を請求されれば私が納付したはずであるので、申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間①について、国民年金の加入手続を行うとともに、保険料を納付し、申立期間②の保険料については、申立人が納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンラインシステムにより申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて、「C（申立人名）」及び「D（申立人名）」を検索したが、申立人の氏名は確認できないなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、E町の国民年金被保険者名簿（電算記録）において、申立人の被保険者記録は見当たらないことから、同町では申立人を国民年金の被保険者として管理しておらず、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間とな

るため、申立人及びその母親は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 12 月 15 日まで
オンライン記録では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成 5 年 12 月 15 日）の翌日において、平成 4 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられているが、役員報酬よりも低い標準報酬月額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が申立期間当時に勤務していた A 社は、平成 5 年 12 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、その翌日の同年 12 月 16 日付けで、申立人の 4 年 10 月から 5 年 6 月までの標準報酬月額 41 万円を 30 万円に、同年 7 月から同年 8 月まで 30 万円、同年 9 月から同年 10 月まで 24 万円及び同年 11 月 30 万円の標準報酬月額がそれぞれ 20 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿等から確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の減額の遡及訂正について、全く関与しておらず、知らなかった。」と供述しているが、標準報酬月額の変更については、事業主から提出される健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づいて、社会保険事務所（当時）が確認の上、当該事業主に対して標準報酬月額改定通知書を交付するとともに、オンライン入力（資格記録、訂正、取消済資格記録）する処理がなされることから、申立人に係る標準報酬月額の変更についても、同様の事務処理が行われていたと考え

られることから、当該標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は同社の代表取締役（事業主）であることから、全く関与していなかったということは考え難い。

さらに、申立人は、厚生年金保険及び健康保険被保険者資格を喪失した平成5年12月15日に健康保険任意継続被保険者の資格取得申請書を提出した上、標準報酬月額20万円に基づく保険料を納付していることが全国健康保険協会B支部への照会結果によって確認できることから、申立期間に係る標準報酬月額の減額についても理解していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月5日から31年6月23日まで

私は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所(当時)で確認したところ、申立期間について、既に脱退手当金が支給済みと記録されていることが分かった。脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人の前後3年程度であって、2年以上の被保険者期間のある従業員について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む47人中25人に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人については、資格喪失日から9か月後に脱退手当金が支給決定されているものの、21人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、昭和32年4月1日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、

申立期間の事業所を退職後、再就職する意思が無かった旨を供述しているほか、申立期間以降に厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から33年5月1日まで
申立期間当時、脱退手当金の制度が有ることは知っていたが、脱退手当金を請求したことや受給した覚えは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人の前後2年程度であって、2年以上の被保険者期間を有する従業員について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む12人中11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち、申立人を含む8人が資格喪失した日の6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和33年10月21日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思が無かった旨を供述していることを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。